

＜添付資料＞

必須資料	
<input type="checkbox"/>	返信用封筒（返信先住所・事業者名を明記し、所定の金額の切手を貼付したもの）
設備の概要及び性能等が確認できる資料（いずれかに☑）	
<input type="checkbox"/>	パンフレット（脱炭素化の類型が④の場合、省エネ性能が記載されているもの）
<input type="checkbox"/>	（パンフレットがない場合）メーカーによる設備の概要説明書（省エネ性能が記載されているもの）
<input type="checkbox"/>	（パンフレット等に省エネ性能の記載がない場合）メーカーによる省エネ性能に係る品質証明書等
<input type="checkbox"/>	（上記資料がない場合）その他の代替資料（ ）
脱炭素化の類型が②の場合で、設備の内容が「発電設備」の場合（いずれかに☑）	
<input type="checkbox"/>	発電した電力を自家消費することが確認できる資料
<input type="checkbox"/>	（上記資料がない場合）「4 脱炭素化の内容」に、発電した電力を自家消費する旨記載してください
事業区分が「更新」の場合	
<input type="checkbox"/>	更新前の設備の写真
対象設備が「建築物」の場合	
<input type="checkbox"/>	建築物の延べ面積が確認できる資料
対象設備が「建築物」の場合で、延べ面積が300㎡未満の場合	
<input type="checkbox"/>	再生可能エネルギー利用設備が設置されていることが確認できる資料
資金使途に「土地取得資金」が含まれる場合	
<input type="checkbox"/>	取得予定の土地の登記簿謄本（写しでも可）
<input type="checkbox"/>	取得予定の土地上に設置する設備又は建築物の設計図面等

＜留意事項＞

- 事業計画書は、下記を確認の上、正しい提出先へ御提出ください。

◆ **本店所在地が京都府下の場合**

- 本店所在地が京都市内の方は京都市へ、京都市外の方は京都府へ御提出ください。

◆ **本店所在地が京都府外の場合で、事業所が京都府下にある場合**

- 事業所所在地が京都市内の方は京都市へ、京都市外の方は京都府へ御提出ください。
- 事業所が京都市内・市外の両方にある方は、事業計画書の提出先について、事前に京都信用保証協会までお問合せください。

- 事業計画書は、添付資料を添えて郵送又は持参により、下記の部署まで提出してください。

◆ **京都府 商工労働観光部 中小企業総合支援課 宛**

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

◆ **京都市 産業観光局 産業企画室（企画第二担当）宛**

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

- 事業計画書の確認には日数を要します。融資実行に間に合うよう、余裕をもって提出してください。
- 地球温暖化対策条例やその他の法令等で定める「環境に配慮した建築物」は、下記を参照して下さい。

（地球温暖化対策条例） <https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000172303.html>

（建築物省エネ法） <https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000213926.html>